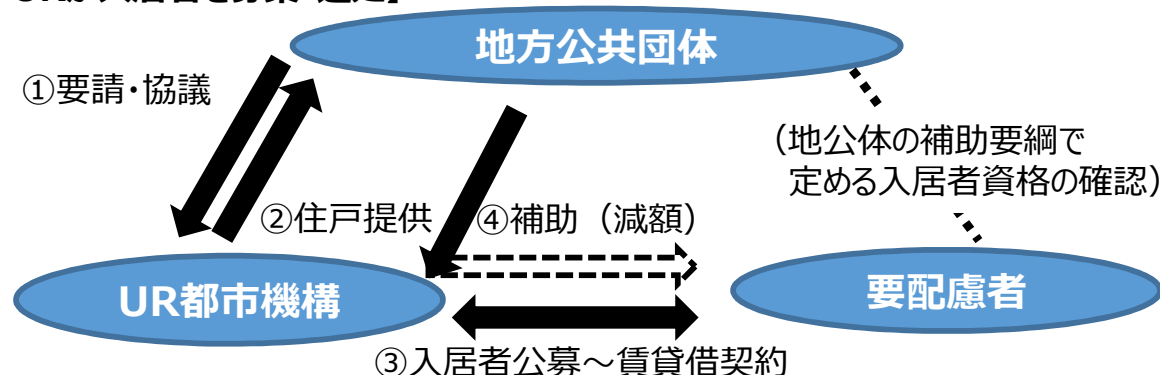
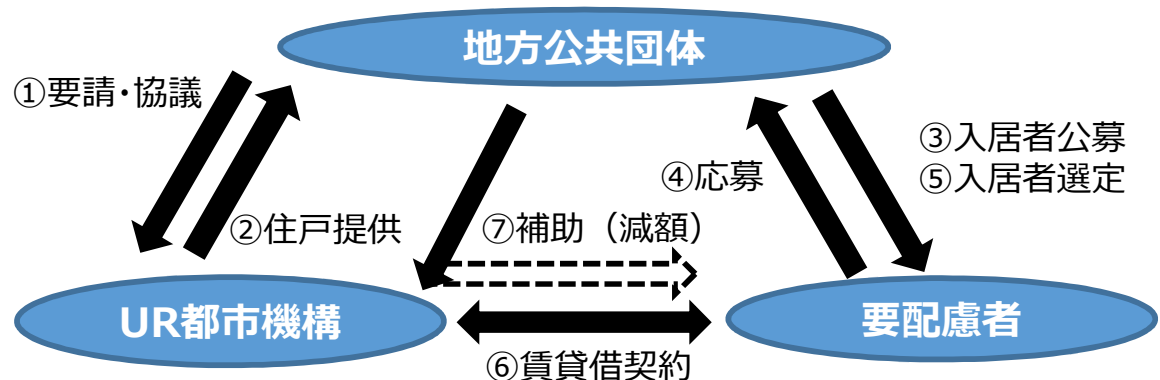


- セーフティネット登録住宅（専用住宅）における家賃低廉化補助の対象住宅について、現在活用されている民間賃貸住宅や公社住宅に加えて、UR賃貸住宅も活用可能とする運用に拡大します。
- 活用にあたっては地方公共団体からURへの要請が必要です。なお、具体的な対象団地や戸数等についてはURと協議いただき、その内容を踏まえURが住戸を提供します。
- 補助率は、国1/2＋地方1/2です（セーフティネット住宅の家賃低廉化の補助率等のとおり）。

【パターン1：URが入居者を募集・選定】



【パターン2：地方公共団体が民賃等と一体的に入居者を募集・選定】



- 家賃低廉化補助の対象世帯、補助額（入居者負担額）等は、従来どおり、地方公共団体の補助要綱で定める必要があります。
- 補助限度額や補助期間等は民賃等と同じです（国の交付要綱等で記載のとおり）。
- 左記のほか、UR賃貸住宅の申込資格（家賃額に応じた一定の収入要件等）を満たすこと、毎年補助要件審査といった手続き等も必要になります。
- いずれのパターンにおいても、公募要件の適用除外（民賃と同様の要件）を行う場合の対象住戸等は、URと相談の上、地公体において選定頂く予定です。

1. 背景・目的

- 住まいに困窮する方への支援については、これまで公営住宅の供給や住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の登録制度等により取り組んできたところ。
- 地域における住宅セーフティネットの裾野を広げるため、住宅確保要配慮者に対する家賃低廉化補助の対象住宅として、従来の民間賃貸住宅及び公社住宅に加えて、UR賃貸住宅ストックを新たに活用可能とする。

2. 制度の概要

- UR賃貸住宅を活用したセーフティネット登録住宅（専用住宅）における家賃低廉化補助を実施する。
- 地方公共団体からの要請に基づき、UR都市機構において、家賃低廉化補助を行うセーフティネット登録住宅（専用住宅）を登録申請し、国と地公体による家賃減額措置を実施。（補助率：国1/2、地方1/2）

3. 対象住宅・対象入居者

[対象住宅]

- 登録基準（規模、構造、設備等）に適合
- 家賃低廉化補助を実施する専用住宅が対象
- 対象団地・住戸等は地公体とURの協議により決定

[入居者要件]

- 各地公体が補助要綱等で定める世帯
（例）・入居世帯の所得が月額15.8万円以下
・ひとり親など子育て世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 等

※その他UR賃貸住宅の申込資格（家賃額に応じた一定の収入要件等）を満たす必要あり

4. 家賃減額措置

[減額幅] ・各地公体が補助要綱等で定める入居者負担額まで減額

[補助額] ・契約家賃（近傍同種）と入居者負担額との差額を賃貸人（UR）に対して補助

・最大4万円/月（国2万円/月、地方2万円/月） 【補助金の流れ】国→地公体→UR

・管理開始から原則10年以内等